

令和 8 年 6 月 23 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「性能評価センター機械施設保全業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	国土交通省
事業概要	性能評価センター機械施設保全業務
実施期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
受託事業者	空港施設株式会社
契約金額（税抜）	当初契約 183,000,000 円 契約変更後 184,340,000 円（単年度当たり：61,447,000 円）
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝10 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	本業務は、性能評価センターにおいて管理する機械施設（機械設備及び電源設備）を常時良好な状態に保つように点検等及び保守を行い、その機能を維持することを目的とする。
選定の経緯	本業務は、これまで一者応札が継続して競争性に課題があったことから、令和 5 年に公共サービス改革基本方針において選定され、令和 6 年 4 月から市場化テストを開始した。

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保について、改善の余地があると認められる。

2 検討

(1) 評価方法について

国土交通省から提出された令和 6 年 4 月から令和 8 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競

争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下の各項のとおり、適切に履行されている 1. 機械施設保全業務において達成すべき質 性能評価センターの職員及び関係者に対して良好な環境を提供する。	
	達成すべき水準	評価
	【信頼性の確保】 機器の不具合における障害の緊急時の対応を全て行うこと。	【適】 機器の不具合における障害時の未対応数は0回であった。
	【安全性の確保】 本保全業務の安全管理体制不備に起因する性能評価センター内での作業員等の人身事故がないこと。	【適】 本保全業務の安全管理体制不備に起因する性能評価センター内での作業員等の人身事故発生件数は0件であった。
	【品質の維持】 本保全業務の不備に起因する性能評価センターの機械施設の不具合発生がないこと。	【適】 本保全業務の不備に起因する性能評価センターの機械施設の不具合発生件数は0件であった。
	2. 機械施設保全業務において確保すべき水準 各業務に規定する要求水準を確保すること。なお、現行基準は実施要項(6.)に開示する情報に定める内容とし、従来の実施方法については改善提案を行うことができる。	
	確保すべき水準	評価
	【定期点検等及び保守】 指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと。	【適】 令和6・7・8年度性能評価センター機械施設保全業務特記仕様書に基づき、指定された点検内容を確実に実施した上で維持管理業務を行っており、各設備の運転・管理・維持は良好な状態に保たれていることを、日報及び毎日の業務引継ぎにより確認されている。これにより、機器の性能は常時適切な状態に維持されており、確保すべき水準は達成されていると評価でき

	<p>【運転・監視及び日常点検・保守】</p> <p>① 指定された業務を実施して、機械施設の異常又は異常の予兆を把握すること。</p> <p>② 障害発生時に状況を把握して、連絡体制表に基づき迅速かつ適切に関係各者へ連絡すること。</p>	<p>る。</p> <p>【適】</p> <p>保全対象設備に対する特性を十分理解した上で指定された業務が適切に実施されており、機械施設の異常及び異常の予兆を把握できていることが確認された。日常点検においては、冷温水配管からの水漏れを発見し、連絡体制表に基づき監督職員へ迅速かつ適切に報告が行われた。併せて、漏水被害の拡大防止措置として冷温水配管バルブを閉鎖するなど、運用に支障をきたすことなく対応しており、確保すべき水準①及び②はいずれも適切に達成されていると評価できる。</p>
	<p>【緊急時の対応】</p> <p>復旧に必要な人員、材料及び機材等を準備し、指定された作業内容を行うこと。</p>	<p>【適】</p> <p>発電装置故障時の一次対応に備え、復旧に必要な人員及び機材等を確保した体制で、毎月1回の障害対応訓練を自主的に実施している。これにより、指定された作業内容を確実に実施できる体制が維持されており、確保すべき水準は適切に達成されている。</p>
<p>民間事業者からの改善提案</p>	<p>○熱源機械室床面の危害予防措置に関する提案</p> <p>熱源機械室内の床面段差部に警戒用テープを施工し、視認性の向上を図った。これにより、機械室内に立ち入る職員や保守員に対する危害予防に寄与し、転倒事故の未然防止が図られた。</p> <p>○浄化槽設備について、第三者に対する危害予防措置に関する提案</p> <p>老朽化した浄化槽設備に起因する危害の未然防止を目的として、必要なハザードマップを作成し、職員等の関係者に共有を行った。これにより、浄化槽の構造物（マンホール蓋、点検蓋等）に起因する踏み抜き等のリスクが周知され、巡回警備員及び草刈業者等の業務関係者に対する人身事故の未然防止が図られた。</p> <p>○空調機械室等の点検効率向上に関する提案</p> <p>空調機械室等の同型・同形式の自動制御盤に対し、マグネットシート等を用いた視覚的な差別化を行った。これにより、保守作業時の取り違えを防止</p>	

	し、点検効率が向上した。
--	--------------

(3) 実施経費（税抜）

令和6～8年度契約においては、契約締結時点から履行期間内における賃金水準又は物価水準に変動を生じ、請負代金額が著しく不適當になったと認められたため、請負契約書第30条第1項（全体スライド条項）及び第2項（インフレスライド条項）に基づき、令和8年1月からの契約金額の変更を行っている。実施経費は、この契約変更後の金額を基に、従来経費と比較して2.5%（1,447千円）増加している。この実施経費の大半は人件費が占めているため、本事業の業務の場所である茨城県における、最低賃金の令和5年度から上昇率（12.7% 表1参照）と比較した。その結果、実施経費の増加率は賃金等の上昇率を大幅に下回ることから、一定の経費削減効果があったものと評価できる。

従来経費（令和5年度契約金額）	60,000,000円
実施経費（令和6～8年度契約金額）	61,447,000円 （1年当たりの平均金額）
増減額	1,447,000円増
増減率	2.5%増

○表1 市場化テスト前後の契約金額の比較（消費税抜き） (円)

項目	令和4年度	5年度	6年度	7年度
最低賃金	911円	953円	1,005円	1,074円
対令和5年度	-4.6%	±0%	+5.5%	+12.7%

出典：地域別最低賃金の改定状況

（厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimumichiran/index.html）

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	<p>競争性の確保について課題が認められたところ、下記(1)～(5)を実施した結果、企画書の提出があった民間事業者は2者に至ったが、予定価格以内の応札者は1者であり、更なる改善が可能と考えられる。</p> <p>(1) 契約期間を単年度から複数年度に変更 (2) 入札参加資格の緩和 ① 業務責任者または業務担当者に求めていた「冷凍機械責任者（1種又は2種）の資格を有していること。」の記載を削除</p>
----	--

	② 入札参加グループによる参加を可能とした (3) 入札公告期間を約 10 日間（従前事業）から 1 か月以上に延長 (4) 引継ぎのための準備期間（1 か月以上）を確保 (5) 従前の事業内容の詳細な情報開示
--	--

(5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できる。また、民間事業者の改善提案により、床面段差への警戒用テープの敷設、第三者の危害予防に必要なハザードマップの作成、自動制御盤へのマグネットシート等による差別化をしたことが、安全管理の強化、業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できる。

経費削減効果については、上記「(3) 実施経費」に記載のとおり、一定の効果があつたものと評価できる。

また、本事業は、外部有識者で構成された総合評価委員会を設置し、業務の実施状況について第三者の視点からチェックを受ける体制を整えている。さらに、当該契約について点検・見直しを行う外部有識者を含む契約監視委員会を設置しており、業務内容のみならず契約内容についてもチェックを行う体制が整備されている。

一方、競争性の確保では、入札において、2 者応札ではあつたものの、予定価格の範囲内での応札は 1 社であり課題が残つた。特に、本契約において国土交通省が行つたスライド条項に基づく契約金額の変更について、どのような場合に適用されるのかが明確ではなかつたため応札を考えていた事業者にとって入札時の判断材料が乏しかつた可能性がある。

(6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、競争性の確保について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。特に、スライド条項に基づく契約金額の変更については、入札時の判断材料として、どのような場合に適用されるのか明確であることが重要であることから、国土交通省に対し、ガイドライン等の作成・公表によりスライド条項の適用条件を明らかにすることを求めたい。

令和8年5月12日
国土交通省 航空局 交通管制部
管制技術課 性能評価センター

民間競争入札実施事業 「性能評価センター機械施設保全業務」 の実施状況について

1. 事業の概要

国土交通省航空局交通管制部管制技術課性能評価センター（以下「性能評価センター」という。）は、「公共サービス改革基本方針」（令和5年7月4日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「性能評価センター機械施設保全業務」（以下「本保全業務」という。）について、民間競争入札により実施している。

（1）業務の内容

本保全業務は、性能評価センターにおいて管理する機械施設（機械設備及び電気設備）を常時良好な状態に保つように入札等及び保守を行い、機能維持を図るものである。

本保全業務は、定期点検及び保守、運転・監視及び日常点検・保守、常駐保守、執務室環境測定、草刈り、緊急保守からなるものである。

（2）実施期間

令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日（3年間）

（3）受託事業者

空港施設株式会社

（4）実施状況報告期間

令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日（2年間）

（5）受託事業者決定の経緯

本保全業務の「民間競争入札実施要項」に基づき公告を行ったところ、各入札参加希望者（3者）より企画書の提出があり、国土交通省航空局の審査会で審査を行った結果、2者が民間競争入札実施要項に定めた要件（企画書の必須項目審査）を満たしており、令和6年2月15日に開札を行った結果、上記の受託事業者が落札者となった。

複数者に入札参加を促す取り組みとして、本保全業務の公告にあたり、「入札公告期間の延長」、「契約期間を複数年契約（3年間）」、「入札参加資格の緩和」、「従来の実施状況に関する情報の開示」、「最低価格落札方式」、「現場説明会の案内」、「引継ぎのための準備期間（1か月以上）を確保」を実施した。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

(1) 確保されるべきサービスの質及び達成状況

基本的な方針	主要事項	測定指標	達成状況
性能評価センターの職員及び関係者に対して良好な環境を提供する。	信頼性の確保	機器の不具合における障害の緊急時の対応を全て行うこと。	機器の不具合における障害時の未対応数は0回であった。
	安全性の確保	本保全業務の安全管理体制不備に起因する性能評価センター内での作業員等の人身事故がないこと。	本保全業務の安全管理体制不備に起因する性能評価センター内での作業員等の人身事故発生件数は0件であった。
	品質の維持	本保全業務の不備に起因する性能評価センターの機械施設の不具合発生がないこと。	本保全業務の不備に起因する性能評価センターの機械施設の不具合発生件数は0件であった。

(2) 確保すべき水準及び達成状況の評価

基本的な方針	業務種別	確保すべき水準	達成状況の評価
各業務に規定する要求水準を確保すること。なお、現行基準は実施要項(6.)に開示する情報に定める内容とし、従来の実施方法については改善提案を行うことができる。	定期点検等及び保守	指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと。	令和6・7・8年度性能評価センター機械施設保全業務特記仕様書に基づき、指定された点検内容を確実に実施した上で維持管理業務を行っており、各設備の運転・管理・維持は良好な状態に保たれていることを、日報及び毎日の業務引継ぎにより確認している。これにより、機器の性能は常時適切な状態に維持されており、確保すべき水準は達成されていると評価できる。
	運転・監視及び日常点検・保守	① 指定された業務を実施して、機械施設の異常又は異常の予兆を把握すること。 ② 障害発生時に状況を把握して、連絡体制表に基づき迅速かつ適切に関係各者へ連絡す	保全対象設備の特性を十分に理解した上で指定された業務が適切に実施されており、機械施設の異常及び異常の予兆を把握できていることが確認された。 日常点検においては冷温水配管からの水漏れを発見し、連絡体制表に基づき監督職員へ迅速かつ適切に報告が行われた。併せて、漏水被害の拡大防止措置として冷温

		ること。	水配管バルブを閉鎖するなど、運用に支障をきたすことなく対応しており、確保すべき水準①及び②はいずれも適切に達成されていると評価できる。
	緊急時の対応	復旧に必要な人員、材料及び機材等を準備し、指定された作業内容を行うこと。	発電装置故障時の一次対応に備え、復旧に必要な人員及び機材等を確保した体制で、毎月1回の障害対応訓練を自主的に実施している。これにより、指定された作業内容を確実に実施できる体制が維持されており、確保すべき水準は適切に達成されている。
	(具体的な提案内容) 草木が想定していた時期よりも早期に繁茂し、浄化槽の定期保守や室外機の運用に支障となるおそれが認められたことから、草刈り作業の実施時期を調整する提案がなされた。		

3. 実施経費に関する状況及び評価

(1) 実施経費

節減経費の試算(単位:千円) 税抜き

項目	令和5年度契約金額 (a)	令和6～8年度契約金額 (b)	増減額 (b-a)	増減率
性能評価センター 機械施設 保全業務	60,000	契約変更後 184,340 1年あたり 61,447 (当初契約 183,000)	1,447	2.5%

(2) 経費削減効果

令和6～8年度契約においては、契約締結時点から履行期間内における賃金水準又は物価水準に変動を生じ、請負代金額が著しく不適當になったと認められたため、請負契約書第30条第1項(全体スライド条項)及び第2項(インフレスライド条項)に基づき、令和8年1月からの契約金額の変更を行った。この契約変更後の金額を基に、市場化テスト導入後の1年当たりの平均経費を、市場化テスト実施前(令和5年度)の経費と比較した結果、1,447千円(2.5%)の増額となった。

本経費の大部分は人件費で構成されているところ、令和5年度から7年度にかけての茨城県の最低賃金引上げ率は12.7%である。契約金額の変更後の水準においても、当該経費の増加率はこれを大きく下回っていることから、契約変更を行った後においても、市場化テストの導入により人件費上昇の影響が一定程度抑制できていることが確認できる。

表1 地域別最低賃金改定状況

(単位：円／1時間)

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
茨城県	851	879	911	953	1,005	1,074

出典：厚生労働省 地域別最低賃金改定状況

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

a. 熱源機械室床面の危害予防措置に関する提案

→熱源機械室内の床面段差部に警戒用テープを施工し、視認性の向上を図った。これにより、機械室内に立ち入る職員や保守員に対する危害予防に寄与し、転倒事故の未然防止が図られた。

b. 浄化槽設備について第三者に対する危害予防措置に関する提案

→老朽化した浄化槽設備に起因する危害の未然防止を目的として、必要なハザードマップを作成し、職員等の関係者に共有を行った。これにより、浄化槽の構造物（マンホール蓋、点検蓋等）に起因する踏み抜き等のリスクが周知され、巡回警備員および草刈業者等の業務関係者に対する人身事故の未然防止が図られた。

c. 空調機械室等の点検効率向上に関する提案

→空調機械室等の同型・同形式の自動制御盤に対し、マグネットシート等を用いた視覚的な差別化を行った。これにより、保守作業時の取り違えを防止し、点検効率の向上が図られた。

5. 評価のまとめ

(1) 「確保されるべきサービスの質及び達成状況」について、本保全業務は、市場化テスト期間中において事故等の発生もなく、性能評価センターの業務継続が確保され、施設環境が常時適切な状態で保たれていたことから、「確保されるべきサービスの質及び達成状況」について目標は達成したものと認められる。

また、「確保すべき水準及び達成状況」においては、特記仕様書で明記された事項が確実に実施され、確保すべき水準は満たしている。

「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」においては、民間事業者からの改善提案による、安全管理の強化および業務の効率化が図られたと認められる。

(2) 事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けるなど、業務に係る法令違反行為等はなかった。

(3) 本保全業務の一般競争入札では、1.(5)において先述のとおり、入札参加者数が2者以上であり、競争性が確保されている。

(4) 実施経費について、従来経費より1,447千円増額の試算結果となっているが、茨城県の令和6～7年度の最低賃金引上げ率12.7%と比較すると、当該経費の増加率はこれを大きく下回っており、市場化テストの導入により経費の節減がされていると評価できる。

以上のことから、本保全業務の業務実施については、水準以上の業務の実施、かつ、サービスの質の確保並びに効率的な運営がなされていると評価できる。

また、市場化テスト終了後も本保全業務の入札にあたり導入した競争性確保のための取り組みを実施し、確保されるサービスの質の維持、経費削減について、市場化テストで得られた結果を踏まえ、さらに安全面を考慮した上で継続して取り組み、さらなる効果が期待できる。

6. 今後の事業方針

民間競争入札を実施した結果、上記5. とおり評価できる。

また、本業務の適切な実施を担保するため、外部有識者で構成される総合評価委員会を設置し、業務の実施状況について定期的に報告を行い、第三者の視点からチェックを受ける体制を整えている。

さらに、当該契約について点検・見直しを行い、契約の競争性及び透明性の確保を図ることを目的として、外部有識者を含む契約監視委員会を設置しており、業務内容のみならず契約内容についてもチェックを行う体制が整備されている。

以上のとおり、本保全業務については、良好な実施結果が得られており、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1.

(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了し、今後の事業については、性能評価センターの責任において行うこととしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会の審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き競争性の確保、公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図る努力を継続してまいりたい。